

## 埼玉女子短期大学 公的研究費等の管理・監査に関するガイドライン

### (目的)

この基本方針は、埼玉女子短期大学（以後「本学」という）における公的研究費等（以下「研究費等」という）の使用に関し必要な事項を定め、法令その他本学の定める規則等を徹底及び遵守するとともに、教職員の意識の向上及び責任ある研究費等の管理・運営体制を整備し充実を図ることを目的とする。

### (定義)

この基本方針において、公的研究費等の範囲は、次の通りとする。

- (1) 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金。
- (2) 公共団体からの助成金および補助金
- (3) 寄付金（助成団体等からの助成金を含む。）

### (責任体系の明確化)

本学では、組織として公的研究費等を適性に管理・運営する体制として、次の通り責任者を置き、その責任と権限を定める。

- (1) 最高責任者は学長とする。本学全体を統括し、研究費等の管理・運営について最終責任を負う。統括管理者および部局責任者が責任を持って管理・運営が行えるように適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- (2) 統括責任者は事務局長とする。学長を補佐し、本学の研究費等の管理・運営について、実質的な責任と権限を有する。
- (3) 部局責任者は総務課長とする。担当部局は、研究費等の運営・管理に関する業務を分掌し、最高責任者、統括管理者との緊密な連携を図る。

### (環境の整備)

- (1) 研究費等に係る事務処理手続きについては、関係諸規定を常に検証し、ルールの明確化・統一化を図るとともに、全ての教職員に周知徹底する。
- (2) 事務処理手続きに関する機関内外からの受付窓口は総務課とする。
- (3) 研究費等の事務処理に関する職務権限と責任を明確にし、それに応じた決済手続きを定める。
- (4) 教職員には、研究費等は公的資金であり、機関による管理が必要であるとの認識を徹底させる。

(不正防止)

- (1) 最高責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努め、機関全体の観点から不正防止計画を推進する部署を設置する。
- (2) 不正防止計画推進部署として、総務課を宛てる。

(研究費等の運営・管理)

研究費等の事務処理に関する権限と責任を明確にし、業者との癒着や不正な取引を発生させる要因を排除し、当事者以外によるチェックが有効に機能する体制を構築し運営する。

- (1) 最高責任者（学長）は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する業務を統括責任者である事務局長に委任する。
- (2) 統括責任者は（事務局長）は、公的研究費の予算執行および経理に関する業務を総務課に委任する。

(通報窓口)

- (1) 機関内外からの相談および通報（告発）の窓口は総務課とし、受け付けた案件について速やかに最高責任者に連絡する。
- (2) 通報者、被告発者の誹謗中傷等を保護する方策を講じる
- (3) 最高責任者は、速やかに適切に問題の解決に当たる。

(監査体制)

不正発生の可能性を最小とすることを目指し、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。

- (1) 研究費等の適正な管理のために、本学における研究費等の運営・管理ならびに研究活動上の不正行為防止に関する監査（内部監査）は、最高責任者が命じる監査員が行う。
- (2) 内部監査部門は、防止計画推進部署との連携を強化するとともに、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携して監査を行う。
- (3) 内部監査部門と監事および会計監査人は、機関内の不正発生要因や監査の重点項目についての情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を行う。

## 「埼玉女子短期大学 研究活動に係る行動規範」

科学研究に携わる全ての研究者は、科学研究が社会に及ぼす大きな影響と重い責任を自覚し、自らの研究において、高い倫理性を発揮し誠実に行動する責任を有する。

ここに、埼玉女子短期大学における、研究活動および公的研究費を執行する上で基準となるべき行動規範を定める。

1. 全ての公的研究費は、研究成果を社会に還元するために交付されたものであり研究者はその使用に当たり、関連の法令、規則および本学の諸規則を遵守しなければならない。
2. 研究者は個人の人格と自由を尊重し、人種、性、地位、思想信条による差別をすることなく、公正な研究の遂行を実践しなければならない。
3. 研究活動またはその成果の発表過程において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
4. 研究データや資料などは適切に管理・保存し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を防ぐ努力をしなければならない。
5. 指導的立場にあるものは、研究倫理や研究プロセスの在り方について、学生や若手研究者に教育する責務を果たさなければならない。
6. 研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程で知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
7. 不正行為や不正使用があった場合には、その是正に努めなければならない。また、不正行為が行われ、若しくは行われたことを知ったときは、それを放置しない。